

鹿島市放課後児童クラブ運営業務委託に係る公募プロポーザル実施要領

1 業務名

鹿島市放課後児童クラブ運営業務委託

2 目的

鹿島市では、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的に鹿島市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）を設置、運営している。

児童クラブの質的向上、利用希望者の増加に伴う待機児童の解消、児童への育成支援強化を図るため、児童クラブの運営業務について、民間事業者へ運営委託を行う。

そこで、公募型プロポーザル方式によって受託者を選定するために、必要な事項を定める。

3 業務内容

「鹿島市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」による。

4 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで。

5 業務場所及び内容

児童クラブ名	学校名	所在地	実施場所
わんぱくリス	鹿島小	鹿島市大字高津原 2 3 1 番地イ	敷地内専用施設
わんぱくパンダ	鹿島小	鹿島市大字高津原 2 3 1 番地イ	敷地内専用施設
わんぱくキリン	鹿島小	鹿島市大字高津原 2 3 1 番地イ	学校内専用施設
ほがらか A	明倫小	鹿島市大字納富分甲 5 9 番地	敷地内専用施設
ほがらか B	明倫小	鹿島市大字納富分甲 5 9 番地	敷地内専用施設
ほがらか C	明倫小	鹿島市大字納富分甲 5 9 番地	体育館ミーティングルーム
げんき	明倫小	鹿島市大字納富分甲 5 9 番地	敷地内専用施設
かがやき A	北鹿島小	鹿島市大字常広 4 2 0 番地	敷地内専用施設
かがやき B	北鹿島小	鹿島市大字常広 4 2 0 番地	敷地内専用施設
すぎの子	能古見小	鹿島市大字山浦甲 2 2 4 6 番地	学校内余裕教室
光の子 A	浜小	鹿島市浜町 1 2 3 9 番地	敷地内専用施設
光の子 B	浜小	鹿島市浜町 1 2 3 9 番地	学校内余裕教室
ひまわり A	古枝小	鹿島市古枝甲 1 2 4 8 番地 2	敷地内専用施設
ひまわり B	古枝小	鹿島市古枝甲 1 2 4 8 番地 2	敷地内専用施設
ゆめっ子	七浦小	鹿島市大字音成戊 1 5 6 3 番地	学校内余裕教室
星の子	音成分校	鹿島市大字音成乙 4 3 5 2 番地	学校内余裕教室

6 提案上限額

5 1 6 , 0 0 0 , 0 0 0 円

※なお、本業務に係る消費税及び地方消費税は、非課税として取り扱う。

7 募集及び選定のスケジュール

実施内容	期日
実施要領等の公表・公告	令和 7 年 1 0 月 3 日（金）から 令和 7 年 1 0 月 3 1 日（金）まで
応募書類等の交付	令和 7 年 1 0 月 3 日（金）から 令和 7 年 1 0 月 1 5 日（水）まで
実施要領等に対する説明会	令和 7 年 1 0 月 1 5 日（水）
現場見学会	令和 7 年 1 0 月 1 5 日（水）
質問受付	令和 7 年 1 0 月 1 6 日（木）から

	令和 7 年 1 0 月 2 2 日（水）まで
質問の回答	令和 7 年 1 0 月 2 7 日（月）
参加表明書及び提案書類の 受付	令和 7 年 1 0 月 2 8 日（火）から 令和 7 年 1 1 月 5 日（水）まで
1 次審査結果通知 （書類審査）	令和 7 年 1 1 月 2 1 日（金）
2 次審査 （プレゼンテーション）	令和 7 年 1 2 月 1 日（月）
審査結果通知	令和 7 年 1 2 月 3 日（水）
契約締結	令和 7 年 1 2 月中旬
委託開始準備期間	契約締結後から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

8 公募の周知方法

鹿島市ホームページに掲載

9 応募資格

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。また、応募資格の基準日は、参加表明書の提出日から審査結果の決定日までとする。なお、審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。

- (1) 法人（社会福祉法人、学校法人、NPO法人、株式会社等）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申し立てがなされていない者
- (4) 参加表明書の提出日期限までに、いずれの自治体等においても指名停止措置を受けていない者
- (5) 納税すべき国税及び地方税の滞納が無いこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではないこと及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）において、以下のいずれかの施設に係る管理運営実績を有する者であること。
- ・ 放課後児童健全育成事業所
 - ・ 認可保育園
 - ・ 認定こども園
 - ・ 放課後等デイサービス
 - ・ 幼稚園
 - ・ 小学校
 - ・ 上記のいずれかの施設に類する施設であり、市長が適当と認める施設
- (8) 別途行う実施要領等に対する説明会及び現地見学会に出席した者であること。

10 応募手続

優先交渉権者は、公募型プロポーザル（企画提案）方式で選定を行うこととする。事業実施のスケジュールは、上記 7 のとおり。ただし、受付等は、鹿島市の休日に関する条例（平成 2 年条例第 5 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（以下「休日」という。）には行わない。

また、実施要領等に関する説明会及び現地見学会に出席のない事業者については、応募ができないので注意すること。２次審査の日時については別途通知する。

(1) 応募書類等の交付及び公表

実施要領等の交付を次のとおり行う。また、鹿島市公式ホームページにおいても、同日から本実施要領等を公表する。

① 応募書類等の交付

ア 交付期間 令和７年１０月３日（金）から１０月１５日（水）までの日（休日を除く。）の午前９時から午後４時までの間

イ 交付場所 鹿島市大字納富分２６４３番地１ 鹿島市福祉課（鹿島市役所１階）

ウ 交付方法 窓口にて交付する。また、鹿島市公式ホームページからも申請書類等をダウンロードすることができる。

② 交付及び公表資料

ア 実施要領（本書）

イ 仕様書

ウ 様式集

(2) 実施要領等に関する説明会

この実施要領等に関する説明会を、次のとおり開催する。

① 日時 令和７年１０月１５日（水）午後１時３０分～午後２時００分（受付開始は午後１時００分）

② 場所 鹿島市大字納富分２６４３番地１
鹿島新世紀センター２階会議室

③ 留意事項

ア 説明会参加希望者は、令和７年１０月１４日（火）までに、法人名、参加者氏名及び参加人数を鹿島市福祉課へＥメールにより（アドレス fukushi@city.saga-kashima.lg.jp）連絡すること。

イ 参加人数は、１事業者につき３名までとする。

ウ 実施要領等については、各自持参すること。

(3) 現地見学会

① 日時・場所

集 合 日 時	集 合 場 所
令和 7 年 1 0 月 1 5 日（水） 午後 2 時 0 0 分	鹿島新世紀センター 2 階 （説明会終了後）

② 留意事項

- ア 現地見学会参加希望者は、令和 7 年 1 0 月 1 4 日（火）までに、法人名、参加者氏名及び参加人数を鹿島市福祉課へ E メールにより（アドレス fukushi@city.saga-kashima.lg.jp）連絡すること。
- イ 市内 1 6 クラブ中、数クラブを見学する。
- ウ 車で各クラブへ移動するため各事業者で車の準備を行うこと。
- エ 参加人数は、1 事業者につき 3 名までとする。
- オ 見学時は、市の指示に従うこと。

(4) 実施要領等に関する質問の受付

本実施要領の内容に関する質問は、応募を予定する事業者が行うものとし、次のとおり受け付ける。

- ① 質問書（様式第 6 号）に内容を簡潔にまとめて記載し、E メール（アドレス fukushi@city.saga-kashima.lg.jp）により提出すること。
- ② 受付期間 令和 7 年 1 0 月 1 6 日（木）から 1 0 月 2 2 日（水）まで

(5) 実施要領等に関する質問に対する回答

受付を行った質問の回答については、市の公式ホームページにおいて公開するものとし、これに掲載した回答は、この実施要領及び仕様書と一体のものとしての効力を有するものとする。なお、電話及び口頭等の個別対応はしない。

回答期日：令和 7 年 1 0 月 2 7 日（月）

(6) 参加表明書（兼参加資格審査申請書）及び提案書類の受付

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書及び企画提案書に添付書類を添えて提出すること。なお、提出期限までに参加表明書の提出がない者からの提案は、受け付けない。

○参加表明書の提出

- ① 提出期限 令和 7 年 1 1 月 5 日（水）午後 5 時（必着）
- ② 提出場所 鹿島市役所 市民部 福祉課 社会福祉係
（鹿島市大字納富分 2 6 4 3 番地 1）

③ 提出方法 直接持参または書留郵送（１０月２９日必着）

上記以外の方法での提出は不可

④ 提出書類

ア 参加表明書（様式第１号）

イ 応募資格要件確認書（別紙１）

ウ 営業概要書（様式第２号）

エ 過去５年間（令和２年度～令和６年度）において、以下のいずれかの施設に係る管理運営実績を有することを証明する書類（契約書の写等）

- ・ 放課後児童健全育成事業所
- ・ 認可保育園
- ・ 認定こども園
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 幼稚園
- ・ 小学校
- ・ 上記のいずれかの施設に類する施設であり、市長が適当と認める施設

オ 履歴事項全部証明書（応募申込日前３ヵ月以内のもの 写し可）

カ 国税及び地方税の滞納が無いことの証明書（応募申込日前３ヵ月以内のもの 写し可）

キ 貸借対照表及び損益計算書（直近２期分 写し可）

ク 暴力団排除に関する宣誓書（様式第３号）

⑤ 提出部数 各１部

○参加辞退届の提出

参加表明書を提出したのちに参加の辞退をする場合は、速やかに参加辞退届（様式第４号）を提出すること。

○企画提案書等の提出

① 提出期限 令和７年１１月５日（水）午後５時（必着）

② 提出場所 鹿島市役所 市民部 福祉課 社会福祉係
（鹿島市大字納富分２６４３番地１）

③ 提出方法 直接持参または書留郵送（１１月５日必着）
上記以外の方法での提出は不可

④ 提出書類

ア 企画提案書（任意の様式）

イ 見積書（様式第 5 号）

※見積に係る年度毎の積算内訳を別途添付すること。（様式任意）

※見積金額の積算にあたる費用分担は「鹿島市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書（別表 2）費用分担区分」のとおりとする。

⑤ 作成にあたっての注意事項

作成部数は、正本 1 部、副本 8 部とする。正本の表紙に代表者印を押印すること。

企画提案書の規格は A 4 判、縦型、横書き、左綴じで作成するものとしページを付すこと。様式は任意とするが、内容については「1.1 審査及び選定方法（3）評価基準」で示す「評価項目」及び「評価視点」の内容であることがわかるように示すこと。

企画提案書は「評価視点」の順で作成すること。

1.1 審査及び選定方法

本業務に係る企画提案書等の審査、評価及び優先交渉権者の選定は、鹿島市放課後児童クラブ運営業務業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において下記の要領で行う。

(1) 1 次審査

1 次審査は提出された「○参加表明書の提出④提出書類」に掲げる書類について審査し、参加要件を満たしていることを確認する。

(2) 2 次審査

2 次審査は提出された「○企画提案書の提出④提出書類」によるプレゼンテーション及びヒアリングを次により行う。

① 審査日 令和 7 年 1 2 月 1 日（水）

② 審査時間 別途通知

③ 審査場所 別途通知

ア プレゼンテーションの時間は 4 0 分（説明 2 0 分、質疑応答 2 0 分）の予定で実施する。

イ プレゼンテーションの内容は提出された企画提案書の内容に沿ったものとし、提出された提案書以外の追加資料の配布は認めない。

ウ プレゼンテーションの順番は、参加表明書の届け出順とする。

エ プレゼンテーションの参加人数は1事業所につき3名までとする。

(3) 評価基準

No.	評価項目	評価視点	配点
1	運営方針及び実績	・事業者の運営方針及び実績 ・児童クラブの運営方針	10
2	実施体制及び運営手法	・効率的な実施体制と運営手法の取り組み	4
3	安全管理	・児童の事故防止及び衛生管理の取り組み ・災害や不審者の侵入等非常時の対策	14
4	支援員の体制等	・支援員の確保及び配置体制 ・支援員等の育成計画 ・支援員等の労働安全衛生	18
5	学校及び地域との連携	・学校や地域との連携や信頼関係の構築	4
6	保護者・児童	・児童及び保護者との信頼関係の構築 ・児童や保護者からの要望や苦情への対応 ・特別な支援が必要な児童の対応	18
7	個人情報	・個人情報の取り扱い	4
8	特色ある取り組み	・児童や保護者、支援員にとって有益な取り組み等	8
9	見積金額		20
合計			100

(4)選定方法

選定委員は評価項目に基づき企画提案書の内容や実現性を審査し、プレゼンテーション及びヒアリングの実施後に最終評価を行う。選定委員会は、選定委員による評価点の総得点を元に順位を決定し、優先交渉権者を選定する。

(5)選定結果の通知

選定結果は全応募者に書面にて通知するとともに、優先交渉権者を鹿島市のホームページ上で公表する。

1 2 失格事項

参加表明者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1)提出期限後に書類の提出があったとき。
- (2)提出書類等に虚偽の記載があったとき。
- (3)業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
- (4)その他選定委員会が本実施要領に違反すると認めるとき。

1 3 参加表明を行ったものが1 者の場合の取扱い

応募者が1 事業者の場合であっても、本実施要項及び鹿島市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書に照らし合わせ、選定委員会において、審査、評価を行う。

1 4 契約の締結

選定委員会で選定された優先交渉権者に対して、企画提案書の内容を確認及び協議の上、業務委託契約を締結する。なお、当該事業費については、予算成立を前提としており、鹿島市の歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、鹿島市はこの契約を変更又は解除することができる。

なお、契約締結から令和8 年3 月3 1 日までは準備期間とし、その期間に生じる準備費用については全て受託者の負担とする。

1 5 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、鹿島市個人情報保護条例（平成1 7 年条例第1 2 号）を遵守しなければならない。

1 6 その他留意事項

- (1) 提出書類等は、本プロポーザル以外の目的のために使用しない。
- (2) 提出期限後の提出書類等の再提出又は差替えは認めない。
- (3) 提出書類等は、返却しない。
- (4) 本プロポーザルに係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (5) 採択された企画提案書の著作権は、鹿島市に帰属する。

1 7 事務局

〒849-1312 佐賀県鹿島市大字納富分 2643 番地 1

鹿島市役所 市民部 福祉課 社会福祉係

電話番号：0954-63-2119 FAX：0954-63-2128

ホームページ：<https://www.city.saga-kashima.lg.jp/>

E-mail：fukushi@city.saga-kashima.lg.jp